明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告　示〕
○航路標識に関する件（海上保安庁二三～三七）　一

〔公　告〕
諸事項
官庁
押収物還付、特別支給手続開始決定関係　七
裁判所
破産、免責、再生関係　九
特殊法人等
独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構参加者の有無を確認する公募手続きに係る参加意思確認書の提出を求める公示、型式部材等製造者の認証関係　四九
地方公共団体
教育職員免許状失効、行旅死亡人、漁船及びその所有者の所在を尋ねる公告関係　五三
会社その他
会社決算公告　五五

告示

○海上保安庁告示第二十三号

航路標識の廃止について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十二年一月二十日

海上保安庁長官　鈴木　久泰

名称　四日市港船だまり西防波堤灯台
位置
所在地　三重県四日市港第三区（船だまり西防波堤外端）
北緯　三四―五七―三六
東経　一三六―三八―二〇
廃止年月日　平成二十一年十一月三十日

○海上保安庁告示第二十四号

航路標識の性質その他の変更について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十二年一月二十日

海上保安庁長官　鈴木　久泰

名称　安良里灯台
位置
所在地　静岡県賀茂郡西伊豆町（網屋埼）
北緯　三四―四九―四三
東経　一三八―四五―五六
変更した事項
光度　八・〇海里
光達距離　五九〇カンデラ
変更年月日　平成二十一年十一月三十日

名称　讃岐寺島灯台
位置
所在地　香川県香川郡直島町（寺島）
北緯　三四―二八―五二
東経　一三三―五八―二一
変更した事項
光度　実効光度七八カンデラ
光達距離　五・〇海里
高さ　地上から構造物の頂部まで八・八メートル　平均水面上から灯火まで一〇メートル
変更年月日　平成二十一年十一月三十日

名称　郷埼灯台
位置
所在地　長崎県対馬市（郷埼）
北緯　三四―一九―五二
東経　一二九―一二―一九
変更した事項
光度　五、六〇〇カンデラ
光達距離　一二・五海里
高さ　地上から構造物の頂部まで八・二メートル　平均水面上から灯火まで二七メートル
変更年月日　平成二十一年十一月三十日

○海上保安庁告示第二十五号

航路標識の設置及び廃止について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十二年一月二十日

海上保安庁長官　鈴木　久泰

名称　銚子大橋橋梁標（L一標）
位置
所在地　千葉県銚子港（銚子大橋東側面左側端）
北緯　三五―四四―一七
東経　一四〇―四九―二六
塗色及び構造
高さ　平均水面上から構造物の中心まで一四メートル
設置年月日　平成二十一年十二月一日
記事　千葉県海匝地域整備センター銚子整備事務所管理

名称　銚子大橋橋梁標（R一標）
位置
所在地　銚子大橋橋梁標（L一標）の北東方約五〇メートル）
北緯　三五―四四―一九
東経　一四〇―四九―二六
塗色及び構造
高さ　赤色　三角形　平均水面上から構造物の中心まで一四メートル
設置年月日　平成二十一年十二月一日
記事　千葉県海匝地域整備センター銚子整備事務所管理

名称　銚子大橋橋梁標（L二標）
位置
所在地　銚子大橋橋梁標（L一標）の西方約一四メートル）
北緯　三五―四四―一七
東経　一四〇―四九―二六
塗色及び構造
高さ　緑色　正方形　平均水面上から構造物の中心まで一四メートル
設置年月日　平成二十一年十二月一日
記事　千葉県海匝地域整備センター銚子整備事務所管理

名称　銚子大橋橋梁標（R二標）
位置
所在地　銚子大橋橋梁標（L一標）の北方約五キロメートル）
北緯　三五―四四―一九
東経　一四〇―四九―二六
塗色及び構造
高さ　赤色　三角形　平均水面上から構造物の中心まで一四メートル
設置年月日　平成二十一年十二月一日
記事　千葉県海匝地域整備センター銚子整備事務所管理

名称　南鳥島ロランC局
位置
所在地　東京都小笠原村（南鳥島）
北緯　二四―一七―〇八
東経　一五三―五八―五四
廃止年月日　平成二十一年十二月一日

○海上保安庁告示第二十六号

航路標識の性質その他の変更について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十二年一月二十日

海上保安庁長官　鈴木　久泰

名称　綾里港東防波堤灯台
位置
所在地　岩手県大船渡市（綾里港東防波堤外端）
北緯　三九―〇一―五五
東経　一四一―四七―三二
変更した事項
光度　実効光度二五カンデラ
光達距離　三・五海里
高さ　地上から構造物の頂部まで九・七メートル　平均水面上から灯火まで一三メートル
変更年月日　平成二十一年十二月一日